

2022年4月15日

各 位

会 社 名 株式会社ネクスグループ
 代 表 者 名 代表取締役社長 石原 直樹
 (スタンダード市場・コード 6634)
 問 合 せ 先
 役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 齊藤 洋介
 電 話 03-5766-9870

(経過開示) 連結子会社の異動を伴う株式譲渡に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年11月30日付「子会社の異動に関する株式譲渡契約及び基本合意書締結に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社が発行済株式の77.71%を直接保有する連結子会社であるイー・旅ネット・ドット・コム株式会社（以下、「イー・旅ネット・ドット・コム」といいます。）の直接保有している株式の全てを、株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス（以下「シークエッジ・ジャパン・ホールディングス」といいます。）に譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式譲渡に伴い、イー・旅ネット・ドット・コムの子会社である株式会社ウェブトラベル（以下、「ウェブトラベル」といいます。）及び株式会社グロリアツアーズ（以下、「グロリアツアーズ」といいます。いずれも特定子会社）は当社の特定子会社ではなくなります。

記

1. 株式譲渡の理由

当社は、2022年4月15日付で、当社が発行済株式の77.71%を直接保有するイー・旅ネット・ドット・コム株式の全てをシークエッジ・ジャパン・ホールディングスに譲渡する契約を締結することに合意いたしました。

当社の連結子会社であるイー・旅ネット・ドット・コムは、海外旅行を主に取り扱う旅行事業を展開しております。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、営業損失を計上することとなり、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなった際にはある程度の回復は見込めるものの、まだまだ先行き不透明な状況のため、これ以上の事業継続はリスクが高いと判断をいたしました。

2. 異動の方法

株式譲渡によります。

3. 異動する子会社の概要

(2022年4月15日現在)

①イー・旅ネット・ドット・コム

(1) 商 号	イー・旅ネット・ドット・コム株式会社
(2) 所 在 地	大阪府岸和田市荒木町二丁目 18 番 15 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小滝 和彦
(4) 事 業 の 内 容	旅行関連商品のe-マーケットプレイス運営
(5) 資 本 金	373 百万円
(6) 設 立 年 月 日	2000 年 11 月 1 日

(7) 大株主及び持株比率	当社 77.71%		
(8) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社が当該会社の株式を77.71%所有しております。	
	人的関係	当社の取締役2名が当該会社の取締役を兼務しております。	
	取引関係	当社は当該会社から2022年3月まで経営指導料を受け取っております。	
(9) 当該会社の直近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決算期	2019年11月期	2020年11月期	2021年11月期
純資産	396	393	405
総資産	414	404	419
1株当たり純資産(円)	47,182	46,848	48,295
売上高	22	12	6
営業利益	△5	△21	△30
経常利益	△1	△16	△25
当期純利益	△1	△2	12
1株当たり当期純利益(円)	△177	△334	1,447
1株当たり配当金	—	—	—

②ウェブトラベル

(1) 商号	株式会社ウェブトラベル		
(2) 所在地	東京都港区南青山五丁目4番30号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小滝 和彦		
(4) 事業の内容	旅行業		
(5) 資本金	80百万円		
(6) 設立年月日	2003年11月4日		
(7) 大株主及び持株比率	イー・旅ネット・ドット・コム株式会社 100%		
(8) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社が当該会社の株式を77.71%（うち、間接保有77.71%）所有しております。	
	人的関係	当社の取締役1名が当該会社の取締役を兼務しております。	
	取引関係	当社は当該会社から2022年3月まで経営指導料を受け取っております。	
(9) 当該会社の直近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決算期	2019年11月期	2020年11月期	2021年11月期
純資産	276	203	132
総資産	622	496	405
1株当たり純資産(円)	172,751	127,110	82,947
売上高	2,091	456	45
営業利益	△12	△79	△78
経常利益	△8	△74	△75
当期純利益	△6	△73	△70
1株当たり当期純利益(円)	△4,269	△45,641	△44,162
1株当たり配当金	—	—	—

③ グロリアツアーズ

(1) 商号	株式会社グロリアツアーズ		
(2) 所在地	東京都港区南青山五丁目4番30号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 林 孝雄		
(4) 事業の内容	旅行業		
(5) 資本金	32百万円		
(6) 設立年月日	2009年8月25日		
(7) 大株主及び持株比率	イー・旅ネット・ドット・コム株式会社 100%		
(8) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社が当該会社の株式を77.71%（うち、間接保有77.71%）所有しております。	
	人的関係	当社の取締役2名が当該会社の取締役を兼務しております。	
	取引関係	当社は当該会社から2022年3月まで経営指導料を受け取っておりました。	
(9) 当該会社の直近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決算期	2019年11月期	2020年11月期	2021年11月期
純資産	96	81	62
総資産	205	206	217
1株当たり純資産(円)	30,087	25,578	19,464
売上高	693	205	108
営業利益	23	△21	△33
経常利益	22	△19	△32
当期純利益	14	△14	△19
1株当たり当期純利益(円)	4,643	△4,510	△6,112
1株当たり配当金	—	—	—

4. 株式譲渡の相手先の概要

(2022年4月15日現在)

(1) 名称	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス		
(2) 所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 城丸 修一		
(4) 事業内容	投資業		
(5) 資本金	12百万円		
(6) 設立年月日	1986年4月17日		
(7) 純資産	※1		
(8) 総資産	※1		
(9) 大株主及び持株比率	※1		
(10) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当該会社が当社の株式を52.86%（うち、間接保有31.33%）所有しております。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の親会社として、関連当事者に該当いたします。	

※1 当該会社は非公開会社であり、財務情報及び主要株主等の持株比率については非開示とすることが求められているため、記載をしておりません。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本株式譲渡は、親会社であるシークエッジ・ジャパン・ホールディングスとの取引であるため、支配株主との取引等に該当します。

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、2022年2月25日に開示した「支配株主等に関する事項について」の「4. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況」において、少数株主の保護の観点から、当社の支配株主等との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する旨を記載しております。

本株式譲渡に関しては、下記(2)及び(3)に記載のとおり、必要な措置を講じており、上記指針の趣旨に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本株式譲渡の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得

当社は、本株式譲渡価格の公正性・妥当性を確保するため、譲渡価額の決定にあたり、当社、イー・旅ネット・ドット・コム、ウェブトラベル、グロリアツアーズ及びシークエッジ・ジャパン・ホールディングスから独立した第三者算定機関である ONK 総合会計コンサルティング株式会社（以下、「ONK 総合会計コンサルティング」といいます。）に対しイー・旅ネット・ドット・コム、その子会社であるウェブトラベル及びグロリアツアーズの株式価値の算定を依頼し、ONK 総合会計コンサルティングからは2022年2月15日付で、当該3社の株式価値算定報告書を取得しております。

②当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式譲渡に関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、イー・旅ネット・ドット・コム、ウェブトラベル、グロリアツアーズ及びシークエッジ・ジャパン・ホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーである出澤総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本株式譲渡に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

③当社における取締役全員の承認と社外役員の確認

当社は、本日開催の取締役会において、ONK 総合会計コンサルティングから取得した株式価値算定報告書を踏まえ、本株式譲渡に関する諸条件について慎重に検討し、本株式譲渡は当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、本株式譲渡の諸条件は妥当であると判断し、本株式譲渡について全会一致で決議致しました。なお、本株式譲渡に関する公正性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、当社は、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断の下、独自に意思決定を行うとともに、社外取締役及び社外監査役が、本日開催の取締役会に出席して、本件取引の意思決定が適正に行われていることを確認しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2022年4月15日付で、本澤法律事務所の弁護士である本澤順子氏より、本件取引の決定は少数株主にとって不利益ではない旨の意見書を頂いております。本意見書の内容としては、下記のとおりです。

(ア) 本株式譲渡の目的

貴社が本株式譲渡を実施する目的は、貴社の慢性的な営業赤字への対応策として、インターネット旅行事業から撤退することで、これ以上の営業損失を計上させないという一点に集約されると考えられる。

この点、貴社は前連結会計年度において、インターネット旅行事業にて、新型コロナウイルス感染症の影響により連結売上高の大幅な減少が生じており、当面の課題として、慢性的な赤字状態が継続していることを挙げている。そして、インターネット旅行事業が新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の業績に戻るには長い時間がかかると見込まれるため、貴社の当面の課題を解決するに当たり、インターネット旅行事業を行っている子会社3社を、貴社の親会社であるシークエッジ・ジャパン・ホールディングスに譲渡することを決定した。

人流を利益の根幹に置いている旅行業界は、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた業界の一つと考えられ、大きなインバウンド効果を見込んでいた昨年の東京オリンピック・パラリンピックも無観客開催となったことで、旅行業界全体が大きな打撃を受けている。2019年と2020年を比較しても、旅行・観光に関する消費は大幅に低下しており、訪日外国人旅行者数も同様に減少している。

また、国内旅行への需要喚起のための「GO TO トラベル」も、2020年には一定の効果は見られたものの、2021年には立ち消えとなり、今後の導入もまだ不透明な状態が続いている。

2022年4月においても、オミクロン株の感染拡大は続いており、国内における3回目のワクチン接種が進んではいるものの、以上の状況から、旅行業界の業界規模が新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前に戻るにはまだ時間を要する、という貴社の判断には一定の合理性がある。加えて、ロシアが2022年2月に欧州連合加盟国の航空機のロシア領空の飛行を禁止したことも、日本と欧州間のオーダーメイド旅行を主力にしていたイー・旅ネット・ドット・コムにとって、逆風となることが予想される。

そのような情勢の中で、イー・旅ネット・ドット・コムとしても、国内旅行事業において、HPやメルマガ、SNSでの配信サービスを積極的に行い、顧客獲得に働きかけてきた。加えて、海外旅行事業においても、2024年夏のパラリンピックに向けての海外遠征や、海外への現地留学サポート等のサービス内容の工夫が奏功し、一部分では売上高回復の兆しを見せ始めている。

しかし、国内旅行事業については、後発組のイー・旅ネット・ドット・コムは、見込んでいた売上高まで計上できておらず、海外旅行事業に関しても、いまだ世界の多くの国では入国制限がなされており、日本が継続的に厳しい水際対策を敷いていることから、客観的に見ても、イー・旅ネット・ドット・コムが継続的な黒字営業を行っていく事業計画を立案することは、到底容易ではないと言わざるを得ない。

以上のとおり、営業赤字を計上しているイー・旅ネット・ドット・コムを含めた3社を譲渡するという貴社の決定は、現状を踏まえた当面の事業計画を立案し、現状取り得る施策を打ち、それでも黒字営業が困難であると判断した結果であり、かつ、当該判断における考慮事項も合理的なものと考えられるから、相応の合理性が認められる。

本株式譲渡に当たって、貴社代表取締役石原直樹氏（以下「石原氏」という）は、貴社社外取締役及び貴社常勤監査役の意見も踏まえつつ、シークエッジ・ジャパン・ホールディングスの代表取締役である城丸修一氏（以下「城丸氏」という）と交渉・協議を重ねた。

その結果、2022年4月15日、イー・旅ネット・ドット・コムを株式譲渡する株式譲渡契約が成立し、貴社としては、本株式譲渡が貴社全体の利益に沿ったものであるとの判断に至っている。

以上によれば、本株式譲渡は貴社にとって相応の合理的な目的があるものと認められ、殊更に貴社の少数株主の損害のもと、親会社たるシークエッジ・ジャパン・ホールディングスの利益を図ったものとは認められない。

（イ） 交渉過程の手続きの合理性検討

貴社は、イー・旅ネット・ドット・コムを譲渡するまでの交渉過程として、2021年9月下旬に売却の方針を定めた後、石原氏と城丸氏が交渉を重ね、2021年11月30日、事業構造改革の発表と同時に、イー・旅ネット・ドット・コムの譲渡に関する基本合意書をシークエッジ・ジャパン・ホールディングスと締結した。

2022年3月上旬、石原氏は、貴社社外取締役及び貴社常勤監査役に対して、イー・旅ネット・ドット・コム（以下「イー・旅ネット」）の事業計画について説明を行い、貴社の事業構造改革のコンセプトである経営資源の選択と集中に従い、営業赤字の会社に関しては早期に譲渡することで、貴社グループの経営資源の流出を食い止め、貴社グループ全体を守る方針であることを説明して、両者の納得を得た。

石原氏は、城丸氏と交渉を行い、最終的に2022年4月15日をもって、両社との間での合意が成立し、本株式譲渡の契約成立となった。

本株式譲渡に係る貴社の情報取得方法と経緯は、シークエッジ・ジャパン・ホールディングスの代表取締役と貴社役員が直接交渉、協議を行うことで、相手方の情報を取得するというものであり、特段不合理な点はなく、その判断した経緯にも相応の合理性が認められる。

（ウ） 本株式譲渡に基づく譲渡前後における貴社グループの企業価値比較

2022年2月、貴社はイー・旅ネット・ドット・コム（以下「イー・旅ネット」）の事業計画について、社内検討を行った。

そして、本株式譲渡が貴社グループにもたらす最終的なメリット、デメリットとその価格の合理性を併せて、慎重に審議した。

まず、株式譲渡におけるメリットとして、貴社の最も喫緊の課題である営業損失に歯止めがかかることを挙げた。

次に、デメリットとして、①貴社における簿価純資産と譲渡価格との乖離、②アフターコロナにおける、営業黒字想定会社を手放すこと、③現在の連結売上高が減少することの3点を挙げた。そして、かかるデメリットに対して、①株式価値算定報告書によると、不当に廉価な価格での株式譲渡ではないこと、②当該3社が営業黒字に転じることが見込めるのは3年以上先のことであり、そこまで保有し続けると、足場の営業赤字がかなりの額に膨らむこと、③新規事業により、減少した連結売上高の補填は可能であると見込まれることが挙げられた。以上のように詳細検討を加えると、譲渡するメリットは明確に存在し、懸念されたデメリットはメリットを上回るほどのデメリットではないと判断し、貴社グループ全体の利益に働く決定である以上、少数株主にとっても不利益な決断にはなっていないと結論付けた。

今日の世界情勢から見ても、当面の間は旅行事業の黒字経営が困難であるとした貴社の判断には一定程度の合理性があり、営業赤字の会社を譲渡することで、貴社グループ全体の企業価値を保持し、向上させるという経営方針は一定の合理性がある。

以上の判断の過程について特段不合理な点はなく、本株式譲渡を決定した貴社の経営判断には相応の合理性があるものと認められる。

（エ） 本株式譲渡以外の他の手段との比較検討

貴社は、本株式譲渡を実施することが貴社にもたらす利益について、他に考えうる手段がもたらす利益と比較検討した。

まず、貴社がイー・旅ネット・ドット・コム及びその子会社を譲渡しないと判断することは、（ウ）に記載のとおり、漫然と営業赤字を計上し続けることと同義であると言わざるを得ない。これは、貴社の慢性的な営業赤字の早期解消という課題解決に反することとなり、貴社にとって取り得ない手段といえる。

次に、イー・旅ネット・ドット・コムを会社清算させるという手段との比較についていえば、株式譲渡の手續に比べて会社清算手續は、時間を要すること、従業員の雇用確保ができなくなることの2点から、採用し得なかった手段である。

そして、株式譲渡の手法を用い、対価として全額現金で受領するならば、取得した現金を今後の新規事業投資に用いることが可能であるから、貴社にとっては最善の方法と考えられる。

以上のとおり、貴社は本件の代わりとなりうる手法について株式譲渡以外の選択肢も検討し、これらの手法との比較において現金の授受による本株式譲渡の実施が最適であると判断したものである。そして、かかる比較の手法及び内容について特段不合理な点は認められない。したがって、本株式譲

渡の実施は貴社にとって相応の合理性があるものと評価できる。

(オ) 対価の公正性検討

本株式譲渡に関する普通株式の譲渡対価は、ONK 総合会計コンサルティングから受領した株式価値算定報告書のイー・旅ネット・ドット・コム普通株式の一株当たりの価値を基準値としている（以下「本件基準株価」という。）。

本件基準株価は、前述のとおり、本株式譲渡実施時におけるイー・旅ネット・ドット・コムの正確な株式価値を算定する目的で、ONK 総合会計コンサルティングに依頼し、その結果受領した株式価値算定報告書に基づいている。貴社がイー・旅ネット・ドット・コムの株式価値算定に当たり、ONK 総合会計コンサルティングを選んだ理由は、同社の実務経験の豊富さから、非上場の会社の客観的価値の算定に関して精通している会社であると判断したためである。

本株式価値の算定に用いられた時価純資産方式は、未上場会社の評価において実務上多用される傾向にあり、時価純資産方式を採用した ONK 総合会計コンサルティングの判断には、一定の合理性が認められると思料する。

そして、イー・旅ネット・ドット・コムが、株式価値算定の基準日である 2021 年 11 月 30 日から 2022 年 4 月 15 日までの営業活動において、当該株式価値を大幅に上下させる要因と解すべき特段の事情は見当たらない。したがって、本件基準株価は本株式譲渡実施時におけるイー・旅ネット・ドット・コム株式の価値を客観的に表示しているものと認められる。

そして、貴社は、ONK 総合会計コンサルティングから受領した株式価値算定報告書を用いる前に、社内においても検討を行ったうえで、城丸氏との交渉に臨んでいる。また、石原氏は電話やウェブミーティングにより、社外取締役から、支配株主との取引における留意事項について助言を受け、当該助言と株式価値算定報告書に従って、城丸氏と価格交渉を複数回行い、最終的な金額の合意を得た。

以上のとおり、本株式譲渡契約にいたった背景、貴社の抱えている喫緊の課題等を総合考慮すると、本株式譲渡契約における対価には一定程度の公正性が認められる。

(カ) まとめ

以上のとおり、本株式譲渡は、目的及び貴社の企業価値を保持するという観点から、いずれも貴社にとって必要性及び相当性が認められる。特に本株式譲渡が、事業構造改革の一環であることに鑑みれば、本株式譲渡を実行する必要性は高いと考えられる。他方、株式譲渡価格については、株式価値算定報告書に依拠しつつも、社外取締役及び常勤監査役の意見も踏まえ、取引の相手方と交渉協議を重ね、最善の努力を果たした結果の産物であり、交渉過程の手続き及び対価の公正性についても相応の合理性が認められる。

以上述べた各事情を総合的に勘案すると、本件で貴社は、貴社グループの連結売上高を支えてきたイー・旅ネット・ドット・コムを今回のタイミングで譲渡するメリットとデメリットを短期長期の両面で比較したうえで、貴社全体の損害拡大の防止を最優先課題として本株式譲渡を決定したものであると判断できる。これらから、本件取引の決定が貴社の少数株主にとって不利益を与えるものとは解されない。以上。

6. 取得株式数、譲渡価額及び取得前後の所有株式の状況

異動前の所有株式数	6,528 株 (議決権の数：6,528 個) (議決権間接所有割合：77.71%)
譲渡株式数	6,528 株 (議決権の数：6,528 個)
譲渡価額	譲渡先との間の守秘義務により非公表とさせていただきます。
異動後の所有株式数	0 株

	(議決権の個数：0 個) (所有割合：0.0%)
--	-----------------------------

7. 日程

- (1) 株式譲渡契約締結日 2022年 4 月15日
- (2) 株式譲渡契約実行日 2022年 4 月15日

8. 今後の見通し

本株式譲渡により、イー・旅ネット・ドット・コム、ウェブトラベル及びグロリアツアーズは当社の連結の範囲から除外される予定です。

なお、本株式譲渡に伴い、2022 年 11 月期の連結財務諸表に与える影響につきましては、精査中であり、今後開示すべき事項が生じた際には速やかに開示いたします。

以 上